

松戸市放課後児童クラブ第三者評価業務委託

1 評価方法

- (1) 評価は、「松戸市放課後児童クラブ第三者評価業務委託事業者選考委員会運営要領」に定める選考委員会委員で行う。
- (2) 選考委員会委員は、事業者が提示した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を精査し、下記の項目について、「特に優れている」、「優れている」、「普通」、「やや劣っている」、「劣っている」の5段階で評価を行う。
- (3) 各選考委員会委員に配分される評価点は1人あたり200点満点とする。

2 評価基準

| | 評価項目 | 評価の視点 | 重要度 | 配点 | 評価段階 | | | | | 採点 | |
|-------|-------------------|--|--|-----|---------|-------|-----|---------|-------|----|--|
| | | | | | 特に優れている | 優れている | 普通 | やや劣っている | 劣っている | | |
| 基本理解 | 1 全体計画 | 第三者評価の実施による放課後児童クラブ運営の質の確保及び向上という本市の事業目的や「放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインについて」(令和3年3月29日付子発0329第8号・社援発0329第36号厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長通知)に対する理解があり、具体的で実現可能な提案か。 | B | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 | | |
| | 事業実施についての提案 | 2 「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」共通評価基準について | 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を基本とする「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン(以下「ガイドライン」)」共通評価基準45項目を理解し、効果的な評価が期待できる実施方法が具体的に記載され、実現可能か。 | A | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| | | 3 「放課後児童クラブ第三者評価基準ガイドライン」内容評価基準について | 「放課後児童クラブ運営指針(以下「運営指針」)」(平成27年3月31日雇発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)に準拠した内容である。「ガイドライン」内容評価基準18項目を理解し、効果的な評価が期待できる実施方法が具体的に記載され、実現可能か。また、評価にあたって「運営指針」を十分に理解したうえでの提案であるか。 | | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| | | 4 評価実施に係る対象施設への説明等事前調整について | 評価実施にあたって対象施設に対して事前に実施する、評価全体の流れ(スケジュール)、自己評価・利用者調査の実施方法、訪問調査・事業所視察の実施方法、提出資料の確認等の説明及び調整について具体的に記載され、実現可能か。 | | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 | |
| | | 5 対象施設による自己評価及び利用者調査の実施について | 対象施設による自己評価、結果の回収、利用者(児童・保護者)に対する利用者調査(アンケート調査)、結果の回収、内容の確認、集計分析等の実施方法が具体的に記載され、実現可能か。 | | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| | | 6 訪問調査の実施について | 対象施設における訪問調査の実施にあたって、施設視察(留意事項の点検、確認)や事業者調査(事業者への聞き取り、書類確認等)についての実施方法が具体的に記載され、実現可能か。 | | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| | | 7 評価結果の公表及び報告について | 評価結果の取りまとめ、各施設毎及び全体の結果分析、評価結果公表の確認及び公表、市及び千葉県への報告の実施方法が具体的に記載され、実現可能か。 | | 20 | 20 | 16 | 12 | 8 | 4 | |
| 実施体制 | 8 評価調査における担当職員の配置 | 業務の実施にあたり、担当職員を配置し、評価調査の実施にあたっては「千葉県福祉サービス第三者評価・情報公表事業実施要綱」及び「千葉県福祉サービス第三者評価機関認証要綱(以下「認証要綱」)」に基づいて実施することが可能か。 | A | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 | | |
| | 9 評価調査員の配置 | 「認証要綱」で千葉県が定めた資格基準を満たし、「千葉県福祉サービス第三者評価調査員研修事業実施要綱」に基づく研修を修了した評価調査員の配置を行うことができるか。また訪問調査の実施の際は、組織運営管理部門及び福祉サービス部門各1名以上、合計2名以上の評価調査員による実施が可能か。 | | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 | | |
| 運営管理 | 10 運営管理体制 | 本業務全体に関わる人員体制や個人情報等の取り扱いについて明確に記載されているか。 | B | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 | | |
| 事業実績 | 11 第三者評価事業の実績 | 円滑な本業務実施のために、過去3年以内に福祉サービス第三者評価事業の実績(自治体名、業務内容、結果(成果)、評価)を有しているかどうか。 | A | 15 | 15 | 12 | 9 | 6 | 3 | | |
| 事務局採点 | 12 見積額の妥当性 | 見積額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。評価の算出式は、次のとおりとする。 (6+4×[1-(見積額÷提案限度額)]) ※小数点以下は四捨五入 | C | 10 | | | | | | | |
| 合 計 | | | | 200 | 200 | 160 | 120 | 80 | 40 | 0 | |

3 選考方法

- (1) 選考委員会委員4名の評価点を合計した結果、最も高い者を優先交渉権者、次に優れた提案を行った者を次点者として選定する。
- (2) 最も高い評価点を獲得した事業者が複数ある場合は、重要度Aの評価項目についてのみ合計し、その範囲において最も高い評価点を獲得した事業者を優先交渉権者とし、これも複数となる場合には、選考委員会委員の合議による優劣の比較を行い、優先交渉権者を選考する。
- (3) 優先交渉権者と随意契約の交渉の結果、合意に至らなかった時は、次点者と契約締結の交渉を行う。
- (4) 評価点の合計が配点合計の6割(480点)に満たない場合は、優先交渉権者として選考しないものとする。